

第 6 号議案

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画における 実施案及び事業実施主体の応募資格審査について

(案)

送配電等業務指針第 35 条に基づき、東北東京間連系線に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集を行ったところ、東北電力株式会社から別紙 1 により応募意思の表明があった。当該事業者は、一般電気事業者であり、公募要領に定める応募資格を有する。このため、当該事業者に対して応募資格審査結果として、応募資格を有する事業者であることを別紙 2 により通知する。

別紙 1：東北東京間連系線に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思
表明書

別紙 2：東北東京間連系線に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施
主体の応募資格審査結果について

＜参考＞実施案及び事業実施主体の公募要領

(応募資格者)

実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格者は、次の事業者とする。

- ① 一般電気事業者
- ② 卸電気事業者
- ③ 卸電気事業者となる許可を取得しようとする事業者であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

以 上